

高齢者虐待防止対策について (養護者)

青森市 福祉部 高齢者支援課

令和5年度 介護サービス事業者等集団指導

高齢者虐待への対応状況等

養護者による高齢者虐待の相談・通報が最も多いのは、警察で、次いで高齢者本人や家族との信頼関係が築きやすいケアマネジャーや**居宅サービス事業者の皆様**です。

高齢者の介護の現場におられる皆様の日常的な活動が、高齢者虐待の防止や早期発見につながりますので、ケアマネジャーや居宅サービス事業者の皆様には、今後も、ご理解とご協力をお願いします。

※養護者には、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人、知人等が該当します。

〔表①〕 青森市の養護者による高齢者虐待相談・通報件数、虐待判断件数

年度	R2	R3	R4
相談・通報件数	82	101	148
虐待と判断した件数	29	31	43

〔表②〕 養護者による虐待についての相談・通報者（令和4年度）

※複数回答

項目	介護支援専門員(ケアマネジャー)	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	合計
人数	31	12	5	5	1	7	17	3	5	48	14	101
構成割合(%)	20.9	8.1	3.4	3.4	0.7	4.7	11.5	2.0	3.4	32.4	9.5	100.0

《 高齢者虐待への対応状況等》

○養護者とは

高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等。

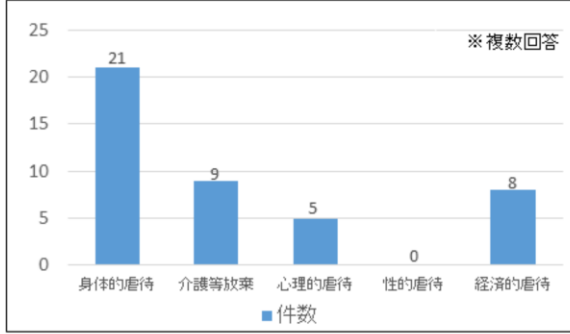
同居していなくても、身の世話をしている家族・知人等が養護者に該当する場合があります。

○養護者による虐待についての相談、通報者について

警察以外に、高齢者本人や家族との信頼関係が築きやすいケアマネジャーからの相談・通報が多い

⇒ケアマネジャーや居宅サービス事業者の皆様の日々の活動が、高齢者虐待の防止や早期発見につながります。

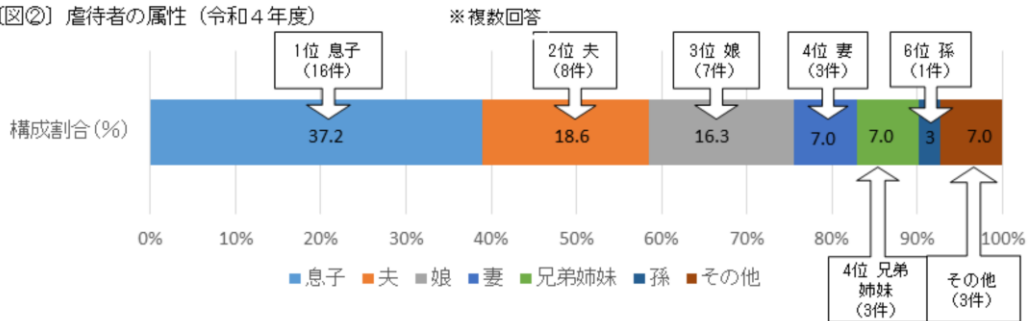
【図①】 養護者による虐待の種別・類型（令和4年度）



虐待、ダメツ、ゼツタイ！



【図②】 虐待者の属性（令和4年度）



高齢者虐待のサインへの気づき

高齢者虐待をしている家族には、「虐待をしている」という自覚がない場合が多く、虐待を受ける側にも、家族をかばう気持ちや世間に知られたくないという気持ちがあったり、本人自身が虐待を自覚していないケースもあります。

ただし、当事者の自覚の有無に関わらず、客観的にみて権利侵害が行われている場合には、その行為は「虐待」とみなされます。

高齢者虐待の早期発見には、高齢者の身近にいるかたの「気づき」が非常に重要であり、これによってその後の支援内容も大きく変わってきます。

- ・入浴の際に、身体に傷やあざを見つけたことはありませんか？
- ・介護に悩んでいるご家族はいませんか？
- ・デイサービスなどで、愚痴をこぼしたり、家に帰ろうとしない利用者さんはいませんか？
- ・医療、介護保険サービスの利用を拒否しているご家族はいませんか？
- ・担当のケアマネジャーと会うことを拒否するご家族はいませんか？

あなたの身近に
いらっしゃい
ませんか？



※「高齢者虐待防止マニュアル」内、高齢者虐待早期発見のためのチェックリスト（P11～12）をご活用ください。

3

《 高齢者虐待のサインへの気づき 》

高齢者虐待の防止や早期発見には、身近にいる方の「気づき」が非常に重要です。

虐待が疑われる場合、何らかのサインやSOSが発せられている場合があります。

「高齢者虐待防止マニュアル」のチェックリストを活用し、適正な支援につなげてください。



- 高齢者虐待は身近で起こっています。
- 皆様の「気づき」で虐待を受けている高齢者を救うことができます。
- 「あれっ！おかしいな・・・」と思ったら、ご連絡・ご相談ください。
- 高齢者虐待の緊急性を判断し、事実確認(必要な場合は、立入調査)や支援(必要な場合は、養護老人ホームへの措置や、やむを得ない事由による措置)を行います。

通報・相談先等

青森地区	高齢者支援課 (平日8:30~18:00)	TEL017-734-5206 (直通)
	本庁舎守衛室 (夜間・土・日・祝日)	TEL017-734-1111 (直通)
浪岡地区	健康福祉課 (平日8:30~18:00)	TEL0172-62-1134 (直通)
	浪岡庁舎守衛室 (夜間・土・日・祝日)	TEL0172-62-1111 (直通)

高齢者虐待防止マニュアル

《掲載場所》青森市ホームページ (<https://www.city.aomori.aomori.jp>)

ホーム>福祉・健康福>福祉>高齢福祉>高齢者の虐待防止

4

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報義務等が規定され、通報により、高齢者虐待の緊急性を判断し、事実確認や支援を行うこととなります。

⇒「あれっ！おかしいな・・・」と思ったら、ご連絡・ご相談ください。

また、本市では、高齢者虐待防止に取り組んでいく上で、早い段階で把握を行い、早期の対応をすることが必要なことから、関係機関や介護サービス事業者の皆様が、高齢者虐待のサインに気づき、円滑に養護者支援につなぐための対応の手引きとして、「高齢者虐待防止マニュアル」を作成しております。

高齢者虐待防止マニュアルは、市ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。